

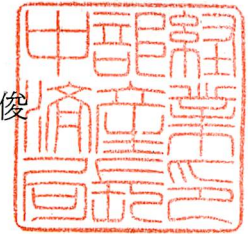
東海財金 1 第 3 1 9 号
20121116 中部東海第 1 号
平成 2 4 年 1 2 月 2 1 日

大野 晴広 殿

東海財務局長 乙部 辰良



中部経済産業局長 紀村 英俊



認定通知書

平成 2 4 年 1 1 月 2 日付け申請に対し、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 8 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、下記の者を、経営革新等支援業務を行う者として認定する。

記

1. 氏名又は名称

大野 晴広

2. 主たる事務所の所在地

岐阜県岐阜市島田東町 5 番地 4

経営革新等支援機関とは

経営革新等支援機関

中小企業が安心して経営相談等が受けられるために、専門的知識や、実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定することで、**公的な支援機関として位置付け**られています。

多岐多様な専門家を認定

金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等を認定。
中小企業に対して**チームとして専門性の高い支援事業**を行います。

こんな悩みを抱えている方、ご相談下さい!

1 自社の経営を「見える化」したい

企業に密着した、きめ細かな経営相談から、財務状況、財務内容、経営状況に関する調査・分析を行います。



2 事業計画を作りたい

経営状況の分析から、事業計画等の策定・実行支援を行います。
また、進捗状況の管理、フォローアップを行い、中小企業の経営支援の充実を行います。

4 専門的課題を解決したい

海外展開を考えている、知財管理が不安・・・。
専門的な知識が必要な場合には、**最適な専門家を派遣し、経営革新等支援機関と一体となって支援**します。

※(独)中小企業基盤整備機構から派遣されます。

3 取引先を増やしたい 販売を拡大したい

経営革新等支援機関のネットワークを活用して、新たな取引先の増加や販売の拡大に向けてお手伝いします。

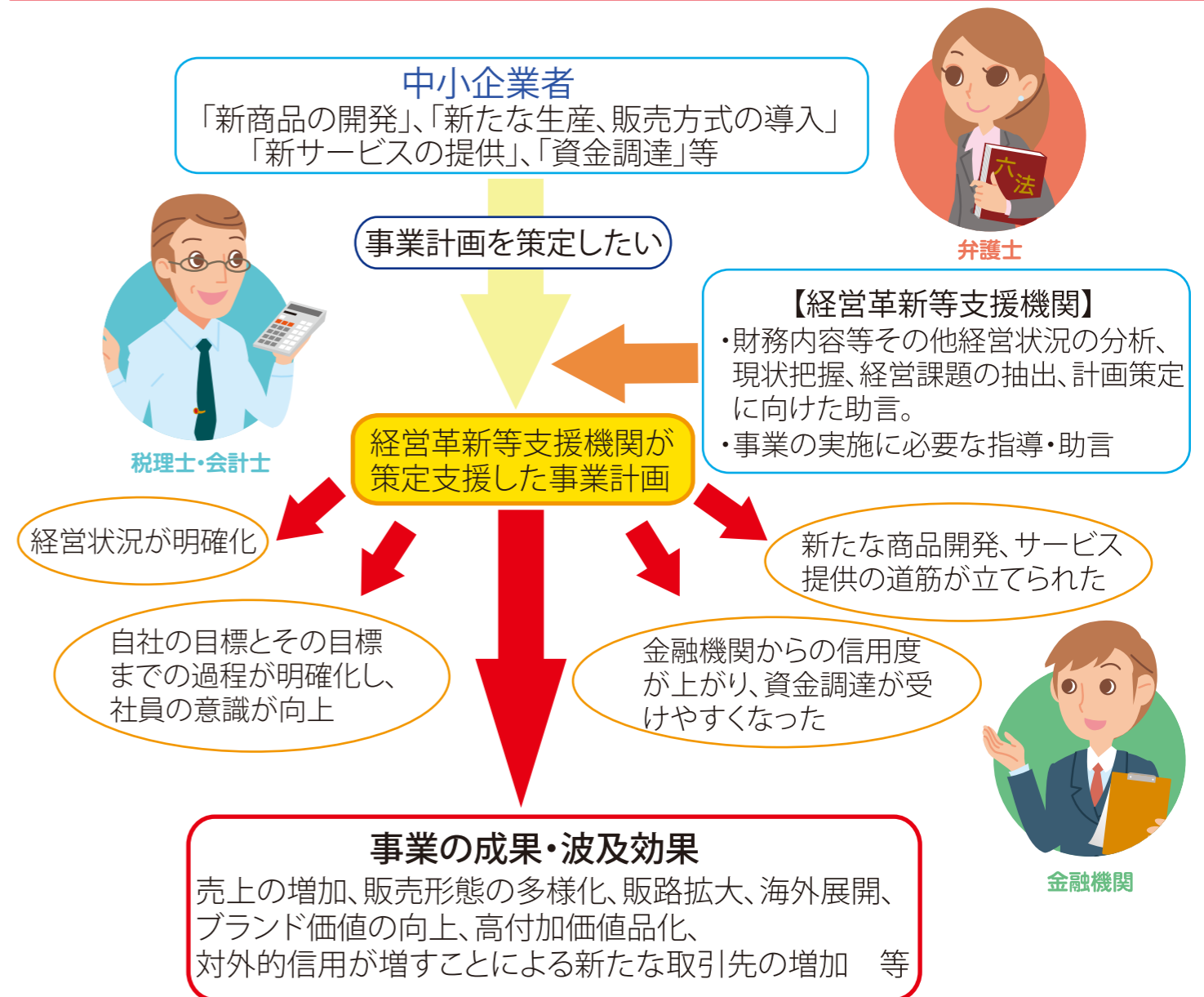
5 金融機関と良好な関係を作りたい

計算書類の信頼性を向上させ、資金調達力の強化に繋がります。

信用保証協会の保証料が減額されます

経営革新等支援機関の支援を受け、事業計画の実行と進捗の報告を行うことを前提に、信用保証協会の保証料が減額(▲0.2%)されます。

経営革新等支援機関の支援を受ける効果



経営革新等支援機関への手数料

経営革新等支援機関の行う支援業務の手数料は、経営革新等支援機関と調整していただきます。